

8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	百万円	kl	kl	場	場
平成12年度	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
13	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751
14	425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602
15	420,729	61,431	375,532	544,240	349	15,379
16	375,361	56,418	375,028	539,094	343	15,440
清酒	33,933	4,135	24,270	51,102	283	-
清酒類	×	×	×	3,305	-	-
しよちゅう	甲類	×	×	11,818	2	-
	乙類	×	×	43,375	5	-
計	5,374	1,311	4,420	55,192	7	-
みりん	4,812	104	7,826	6,652	5	-
ビール	117,933	26,155	109,263	211,903	17	-
果実酒類	果実酒	×	×	8,355	16	-
	甘味果実酒	×	×	912	1	-
	計	9,162	656	6,981	17	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	3,727	-	-
	ブランデー	×	×	997	-	-
	計	×	×	4,728	-	-
スピリッツ類	×	×	×	2,315	2	-
リキュール類	64,478	5,217	92,363	37,665	8	-
雑酒	発泡酒	×	×	145,517	2	-
	粉末酒	×	×	1	-	-
	その他の雑酒	×	×	11,447	2	-
	計	133,501	17,797	128,188	156,966	4
合計	375,361	56,418	375,028	539,094	343	15,440

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成17年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」